

## 厚生労働省への緊急の妨害防止の要望

平成13年11月20日

厚生労働省社会・援護局保護課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

### 「生活保護にかかる柔道整復（施術）取り扱いについて」妨害防止の要望

#### 要望の趣旨

生活保護患者といえども柔道整復医療選択の自由があり、この妨害は大きな問題です。柔道整復師にも名誉毀損や営業妨害は大きな問題です。こうした問題原因が福祉事務所職員の意識・認識＝常識にあるとすれば、一日も早いこの改善是正が求められます。「制度」を担当する者の責任と使命としてその実行が求められる次第です。

#### 要望の理由

生活保護患者といえども医療選択の自由があり、この中に柔道整復があります。だが、福祉事務所がこうした「患者の医療選択の自由の妨害」や「柔道整復選択の自由を無視・否定」する不当失当の防止です。別添参照。

この問題の原因は、基本的にはわが国医療制度（医師中心主体医療制度）にあり、これが福祉事務所職員といえども例外ではありません。だが、こうした事情の下といえども「生活保護制度」に関する者としては、「生活保護患者の医療選択の自由」の確保に責任と使命が求められることも言をまちません。生活保護患者の柔道整復医療選択妨害事件はこうした意識・認識の隘路あいろに陥おちた問題です。この問題の正しい解決は単に生活保護制度のみならずわが国の「資格と制度」の本旨の上からも大事な意義を有するものです。下記要領による全国への妨害防止・再発防止の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

#### 生活保護にかかる柔道整復（施術）取り扱いについて

生活保護法による医療扶助について、これが指定医療機関・指定助産機関・指定施術機関又ははり・きゅう施術とされているが、これらの取り扱いについて、特に柔道整復について受診者の医療選択を損うことのないよう下記事項について周知徹底を図られたい。

#### 記

生活保護法による医療補助に「施術」があり、これが「医師の同意」に基づいて行なわれることとされているが、「柔道整復」の施術については「骨折・脱臼の応急手当」と「打撲・捻挫・挫傷・肉ばなれ」の施術は医師の同意が不要とされています。そこで、こうした医師同意の不要傷病に対して、施術前・後を問わず医師の同意を求めたり、柔道整復術選択を妨害するような事がないよう「生活保護受給者への柔道整復を受ける場合の周知徹底」と「生活保護取り扱い者に対する施術選択妨害防止の周知徹底」を図られるようお願い申し上げます。